

矢巾町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定事業者の指定)

第3条 法第115条の45の3第1項の指定(以下「指定事業者の指定」という。)を受けようとする者は、矢巾町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請書(様式第1号)に、省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項のうち町長が必要と認める書類(以下「必要書類」という。)を添付して、事業所ごとに町長に申請を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が省令第140条の63の6第1号に該当するものとして町長が別に定める基準(以下「指定基準」という。)を満たしているかどうかを審査し、当該審査の結果、指定事業者の指定を行う場合にあっては矢巾町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定通知書(様式第2号)により、指定を行わない場合にあっては矢巾町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者不承認通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、総合事業の円滑な実施に支障が生じることが予想されるときは、前項の規定にかかわらず、指定事業者の指定を行わないことができる。この場合において、町長は矢巾町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者不承認通知書によりその旨を申請者に通知するものとする。

(指定の更新)

第4条 法第115条の45の6第1項の規定による指定の期間は、6年とする。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた指定事業者においては、その指定を受けた日から3年とする。

2 法第115条の45の6第1項の指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、矢巾町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定更新申請書(様式第4号)に必要な書類を添付して、事業所ごとに町長に申請を行うものとする。ただし、省令第140条の63の5第3項に該当するときは、同条第1項第4号から第11号までに掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が指定基準を満たしているかどうかを審査し、当該審査の結果、指定事業者の指定の更新を行う場合にあっては矢巾町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定通知書により、指定の更新を行わない場合にあっては矢巾町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者不承認通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第5条 指定事業者の指定を受けている者(以下「第1号事業者」という。)は、省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に矢巾町介護予防・日常生活総合事業第1号事業者変更届出書(様式第5号)により、事業所ごとに町長に届け出なければならない。

2 第1号事業者は、指定事業者の指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに矢巾町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者廃止(休止)届出書(様式第6号)により、事業所ごとに町長に届け出なければならない。

3 第1号事業者は、前項により休止の届出をした事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に矢巾町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者再開届出書(様式第7号)により、事業所ごとに町長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定の取消し)

第6条 町長は、法第115条の45の9の規定により指定事業所の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業所の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、矢巾町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者取消・停止通知書(様式第8号)により、当該指定の取消し又は停止に係る第1号事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第7条 町長は、前4条の各規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し又は効力の停止(以下「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を岩手県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日(事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止年月日)

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他町長が必要と認める事項

(補則)

第8条 この告示に規定するもののほか、総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な手続については、この告示の施行の日前においても行うことができる。